

介護予防始まる！ こうなる介護保険

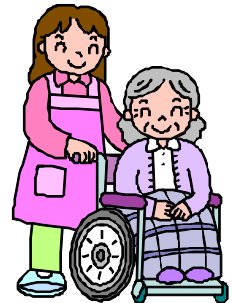
健康エクスプレス No.30

2000年から始まった介護保険は幾度かの改正を繰り返してきましたが、介護予防サービスという高齢者が自立した生活を送るための画期的なサービスが開始されます。今回は改正介護保険をご紹介します。

知っておきたい介護保険の基礎知識

(1) 振り返り、介護保険

2000年4月、介護保険がスタートしました。今年で7年目を迎える介護保険制度の目的は何でしょうか。ご承知の通り、日本の社会は少子・高齢化の方向に進んでいます。将来、こうした社会構造の中で、高齢者を家族だけで支えるのではなく、むしろ社会全体で介護を必要とする方々を支える仕組みとして、介護保険制度が開始されたのです。この制度は保険とされているように、その財源を税金のみに頼るのではなく、40歳以上の方に保険料を負担してもらっています。



(2) 介護保険の利用者は

実際に介護保険を利用できるのは、40歳以上65歳未満の老化に起因する特定の疾病などの方と65歳以上の方で「要介護認定」の申請をして、市町村により介護保険の利用が認められた方となります。つまり、介護保険制度を利用するには、原則、申請の手続きが必要とされています。

(3) 介護保険で利用できることは

介護保険で利用できるサービスは、大きく分けると、居宅サービス、施設サービス、の2タイプがあります。は、訪問介護や通所介護（デイサービス）などがあります。は、「特別養護老人ホーム」などのように、施設内で生活しながら介護サービスを受けるものです。

2006年4月からの介護保険制度とは

(1) 自立支援・予防のための介護保険制度へ

介護保険制度がスタートし、現在では約350万人が利用しています。また、今後更に高齢者の増加が見込まれる日本においては、その利用者は増加傾向にあります。今後、介護保険制度を持続していくための課題としては、自立できる高齢者を増やし、また介護の程度が進行しないような予防を推進することと考えられています。今年の介護保険制度改正ではこの介護予防が新しい、大きなテーマとなっています。ただし、市町村により、介護予防の開始時期が異なる場合もあります。



(2) 介護保険制度改正のあらまし

予防重視型システムの確立

要介護認定の区分が右表のようになり、要支援1,2の方に介護予防サービスが提供されます。また、新設される「地域包括支援センター」で介護予防サービスに関する支援を行っていきます。また、要支援・要介護になるおそれのある高齢者のために「地域支援事業」が開始され、自立を促し、介護予防を推進していくことも併せて行われるようになります。

施設給付の見直し

平成17年10月から特別養護老人ホームなどの介護保険施設における「居住費」および「食費」が自己負担になっています。一方、所得の低い方に対しては負担軽減が図られています。

新たなサービス体系

住み慣れた地域で、地域の特性に応じて多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、要介護者の様態や希望に応じて「通い」を中心として、「泊まり」や事業者からの「訪問」を組み合わせた「小規模多機能型居宅介護」や定期巡回と通報による臨時対応を合わせた「夜間対応型訪問介護」などの地域密着型サービスを創設しました。

【以前】

要介護2～5
要介護1
要支援

【改正後】

変更なし
要介護1
要支援2
要支援1

《皆様の安心と安全のブレイントラスト（専門顧問グループ）》

株式会社ヤシロエージェンシーリミテッド 担当：八城一浩

〒107-0052 東京都港区赤坂3-1-2 AU 赤坂ビル4F TEL 03-3582-4511